



平成23年6月18日
国土交通省鉄道局

JR北海道に対する事業改善命令等の発出について

JR北海道に対し、本日6月18日、国土交通大臣大畠章宏から同社代表取締役社長中島尚俊あての事業改善命令書（別添1）を発出しましたのでお知らせします。

事業改善命令書は、同日、国土交通大臣政務官津川祥吾から同社代表取締役会長小池明夫に手交しました。

また、事業改善命令書とあわせて、改善指示書（別添2）を発出しました。

【連絡先】

国土交通省鉄道局安全監理官室

担当 中野・兵動

03-5253-8111(内40762)

03-5253-8548(直通)

別添 1

国鉄安第 26 号の 2
平成 23 年 6 月 18 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 中島 尚俊 殿

国土交通大臣
大畠 章宏

安全輸送の確保に関する事業改善命令

平成 23 年 5 月 27 日の石勝線における列車脱線火災事故の発生を踏まえ、同月 29 日から 6 月 9 日まで貴社に対して保安監査を実施した。この事故は、列車が高速走行中に車両部品が落下し、脱線、火災に至ったものであり、また、トンネル内で停止した列車からの旅客の避難誘導が遅れたこと等により、多数の旅客が負傷する等の重大な被害を生じたものである。

監査の結果、貴社においては、異常時における運転士、車掌及び指令員の対応マニュアル等が多数作成されており、これらについて、旅客の避難誘導の手順、車掌による非常ブレーキ操作等に関し、齟齬や不適切なところが認められた。このような状況は、異常時における対応に混乱を生ずる等により、旅客の安全を脅かす危険性があり、輸送の安全を阻害している。

このため、旅客の安全を最優先とする観点から、迅速かつ適切な避難誘導等ができるよう、異常時の対応マニュアル等を整合性のある適切なものに見直し、それに基づく実態に則した教育訓練を実施することについて、鉄道事業法第 23 条第 1 項の規定に基づき、速やかに改善措置を講ずるよう命令する。

講じた措置については、平成 23 年 9 月 17 日までに報告されたい。

また、車両部品の落下に関して監査したところ、車両の検査について社内規程を遵守していないところが認められており、今後の調査の進捗等によって、このこと等について、更に改善措置を命ずることがあり得ることを申し添える。

この処分に不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、国土交通大臣に対し異議申立てをすることができる。

別添 2

国鉄技第37号
国鉄施第25号
国鉄安第27号
平成23年6月18日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 中島 尚俊 殿

国土交通省鉄道局長
久保 成人

保安監査の結果等による改善指示について

平成23年5月29日から6月9日まで貴社に対して保安監査を実施した結果、平成23年6月18日付け国鉄安第26号の2をもって、国土交通大臣から貴社に対し、安全輸送の確保に関する事業改善命令を発したところである。平成23年5月27日の石勝線における列車脱線火災事故の原因等は調査中であるが、命じた事項のほかに、監査の結果等により改善を要する事項が認められたことから、下記の事項について、速やかに改善措置を講ずるよう指示する。

講じた措置については、平成23年9月17日までに報告されたい。

なお、今後の調査の進捗等によって、更に改善措置を講ずるよう指示することがあり得ることを申し添える。

記

1. 減速機吊りピン取付けナットの締め付け力の管理が一部区所で実施されていないこと、推進軸について探傷検査等の一部が実施されていないことなどが認められたので、車両整備マニュアルに具体的な検査の方法を明確に記載するとともに、当該マニュアルに基づき、検査の実施、記録を確実に行うこと。
2. 同型式の他車両において、減速機吊りピン脱出止め割ピンの異常摩耗が認められたので、当該部位の構造や検査方法を改善すること。
3. 減速機吊りピン取付け部の、ナットのゆるみに対する増し締めを行った実績が車両保守管理システムに多数蓄積されていたが、当該システムが活用されていなかったことから、車両の不具合については、車両保守管理システムを確認、分析するとともに、外部委託作業の情報等を総合的に活用するなどして、リスク管理を適切に行うこと。
4. 1. から3. までを適確に実施できるよう、責任者や担当部署の役割を明確化し、技術管理体制の確立・強化を図ること。
5. 石勝線の列車脱線火災事故のほか、6月8日の居眠り運転、同月14日から16日にかけての不正な信号の現示等、事故等が相次いでいることから、社内の安全管理体制を徹底的に見直し、必要とされる措置を早急に講ずること。